

労働者派遣事業の変更・廃止の手続きに必要な書類

変更等事項		添付書類(正・副 計2部)	収入印紙	
変更届出 (様式第5号) (正・副・控え 計3部)	①法人名称	定款又は寄附行為の写し	3,000円	
		履歴事項全部証明書		
	②法人住所	★定款又は寄附行為の写し		
		履歴事項全部証明書		
	③代表者・役員	履歴事項全部証明書		不要
		就任した方の住民票(本籍地は記載、個人番号は記載のないもの)		
		就任した方の履歴書(本人の署名又は記名押印。職歴、役職員への就任退任状況及び賞罰の有無の記載)		
		★個人情報適正管理規程		
	④代表者・役員の氏名又は住所のみ	履歴事項全部証明書(役員の住所のみの変更の場合は不要)		
		住民票(個人番号の記載のないもの)		
		★個人情報適正管理規程		
	⑤事業所名称	★定款又は寄附行為の写し	3,000円	
★履歴事項全部証明書				
⑥事業所の所在地	★定款又は寄附行為の写し			
	★履歴事項全部証明書			
	不動産登記事項証明書又は不動産賃貸借契約書			
	事業所レイアウト図			
⑦派遣元責任者	就任した方の住民票(本籍地は記載、個人番号の記載ないもの)	不要		
	就任した方の履歴書(本人の署名又は記名押印。職歴、賞罰の有無及び雇用管理経験(3年以上が要件)を記載。)			
	派遣元責任者の責任者講習の受講証の写し(3年以内の受講のもの)			
	★個人情報管理規程			
⑧派遣元責任者の氏名又は住所	住民票(個人番号の記載のないもの)			
⑨特定製造業務の開始・終了	※添付書類なし			
⑩事業所(支店)の廃止	※添付書類なし			
⑪事業所の新設	別紙参照			
⑫許可証再交付	※添付書類なし		1,500円	
事業廃止届(様式第8号)	※許可証を返納してください		不要	

※★印は変更した場合に提出が必要となります

※手数料(収入印紙)は許可証書換1枚につき3,000円です

※収入印紙は貼付せずにお持ちください

※(旧)特定労働者派遣事業主については、許可証の書換えはないため、収入印紙は不要です

※(旧)特定労働者派遣事業主については、派遣元責任者講習の受講及び雇用管理経験年数は法に規定される義務ではないものの、遅滞なくこれらの体制を整えることが望ましいです。